

○上尾市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

平成17年12月28日規則第73号

改正

平成23年2月22日規則第8号

平成31年1月11日規則第1号

上尾市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上尾市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年上尾市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し、市長が行う公の施設に係る指定管理者の指定の手續等について必要な事項を定めるものとする。

(申請書等)

第2条 条例第2条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第1号様式）とする。

2 条例第2条第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 当該団体が申請資格を有していることを証する書類
 - (2) 定款、寄附行為、規約その他団体の目的を記載した書類
 - (3) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本又はこれに準ずる書類
 - (4) 当該団体の組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - (5) 当該団体に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の当該団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (指定管理者の指定に係る告示事項等)

第3条 条例第3条第4項（条例第7条第3項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (3) 指定管理者の指定の期間

2 指定管理者は、前項第2号に掲げる事項に変更があったときは、変更事項届出書（第2号様式）により、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その旨を告示するものとする。

(市長が別に定める協定事項)

第4条 条例第4条第2項第4号の市長が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市が支払うべき指定管理業務（条例第2条第1号に規定する指定管理業務をいう。次号において同じ。）の費用に関する事項
- (2) 指定の取消し及び指定管理業務の停止に関する事項
- (3) 条例第5条第3号に規定する利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあっては、利用料金に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年規則第8号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月11日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

第1号様式(第2条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者職氏名

上尾市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 公の施設の名称
- 2 公の施設の所在地

添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- (4) 申請資格を有していることを証する書類
- (5) 定款、寄附行為、規約その他団体の目的を記載した書類
- (6) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本又はこれらに準ずる書類
- (7) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (8) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の当該団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (9) その他市長が指定する書類

第2号様式(第3条関係)

第2号様式(第3条関係)

変 更 事 項 届 出 書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者職氏名

次のとおり変更したので、上尾市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、届け出ます。

管理を行っている 公の施設の名称		
変 更 の 内 容	変更前	
	変更後	
変 更 年 月 日	年 月 日	

注 登記簿謄本等変更を証する書類を添付すること。